

# 重点戦略プラン

## 1. 重点戦略プラン設定の方法

## 2. 重点戦略プラン設定の具体化

重点戦略プラン1 白河の安全で安心な暮らしを支える環境づくり

重点戦略プラン2 活力にあふれ躍動する白河の礎づくり

重点戦略プラン3 白河の歴史と文化を活かしたまちづくり

重点戦略プラン4 白河の未来を担う人と輝く地域づくり

## 1. 重点戦略プラン設定の方法

本市の将来像である「みんなの力で未来をひらく 歴史・文化のいきづくまち 白河」の実現を目指し、総合計画を着実に推進するため、基本構想に掲げるまちづくりの理念を基に、中長期的な視点に立って、重点的に取り組むべき課題に対応したプロジェクトを「重点戦略プラン」として設定します。

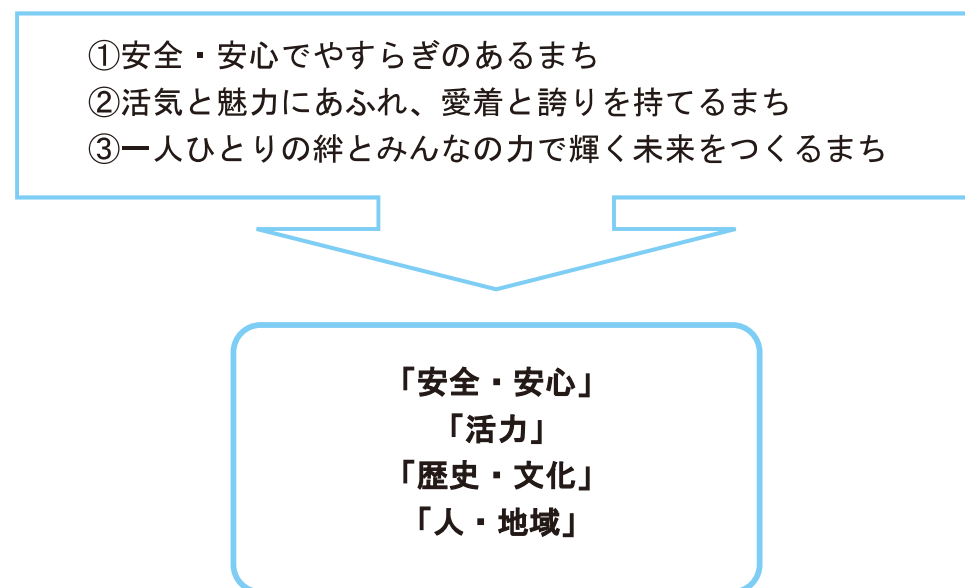
重点戦略プランは、市民満足度調査結果の分析や市の社会経済指標に見られる課題等を総合的に把握し設定することで、基本計画の7つの分野ごとに体系的に展開される施策を横断した観点で、財源の重点的・優先的な配分などにより戦略的な取組みを進めることとします。

## 2. 重点戦略プラン設定の具体化

### (1) まちづくりの理念を踏まえた戦略の構築

基本構想に掲げる「みんなの力で未来をひらく 歴史・文化のいきづくまち 白河」は、まちづくりの理念である①「安全・安心でやすらぎのあるまち」、②「活気と魅力にあふれ、愛着と誇りを持てるまち」、③「一人ひとりの絆とみんなの力で輝く未来をつくるまち」に基づいて定められているため、まちづくりの理念を踏まえて重点戦略プランを設定します。

そのため、まちづくりの理念の3つから、核となるキーワードをそれぞれ抽出し、次のとおりに定めます。



### (2) 基本目標を踏まえたプロジェクト（施策・事業）の構築

これらの4つのキーワードに基づき、基本目標を参考にして、重点プロジェクトを次のように構築します。

- ①「安全・安心」⇒白河の安全で安心な暮らしを支える環境づくり
- ②「活気」⇒活力にあふれ躍動する白河の礎づくり
- ③「歴史・文化」⇒白河の歴史と文化を活かしたまちづくり
- ④「人・地域」⇒白河の未来を担う人と輝く地域づくり

### (3) 重点戦略プランを推進する上での視点

①「白河の安全で安心な暮らしを支える環境づくり」、②「活力にあふれ躍動する白河の礎づくり」、③「白河の歴史と文化を活かしたまちづくり」、④「白河の未来を担う人と輝く地域づくり」の推進に向けて、次の視点を考慮し各戦略の施策構築に取り組んでいきます。

#### ①白河市の強みや地域特性の活用

東北地方の玄関口として宮城県等の東北各地や首都圏と直結した高速交通体系、歴史文化資源を活かしたまちづくり、阿武隈川等の河川や里山等をはじめとした豊かな自然と共生した住環境、商業・医療・交流施設や公園等の都市機能の集積等の強みや地域特性を効果的に活用する視点

#### ②新たな社会的ニーズへの対応

環境や観光、防災分野等において、社会経済情勢の変化や技術革新等により導入可能となった新たな財やサービスを踏まえた社会的ニーズに対応する視点

#### ③地域での暮らしを支え、人を育む支援

地域の中で暮らす誰もが健やかでいきいきと暮らせる支えあいの地域社会づくりを進めるとともに、本市の未来を担い、明るい未来を築いていく人材の育成を図る視点

## 白河の安全で安心な暮らしを支える環境づくり

## 【ねらい】

東日本大震災の発生以降、その教訓を踏まえた復興のまちづくりプランである「白河市震災復興計画」を策定し、復興に向けた取組みが進む一方、震災と原発事故がもたらした傷跡は今なお残っており、引き続き、放射性物質による環境汚染からの回復や市民の健康不安の解消といった復興を目指す上で克服すべき課題の解決に取り組んでいく必要があります。

そのため、放射性物質の継続的なモニタリングと除染、汚染廃棄物の適切な処理の推進による環境の回復、市民の健康維持や安全確保に努めるとともに、防災・減災対策による災害に強いまちづくり等の取組みを進めることにより、すべての市民の安全で安心な暮らしを支える環境を実現します。

## 【戦略プロジェクト】

## (1) 環境回復プロジェクト

主要な取組み：除染対策の推進  
汚染廃棄物の円滑な処理  
安全・安心な農産物の提供 等

## (2) 市民の心身の健康を守るプロジェクト

主要な取組み：放射線等の実態把握  
原子力災害に伴う市民の健康管理  
地域医療体制の整備 等

## (3) 災害・減災対策プロジェクト

主要な取組み：防災・減災体制の強化  
防災・減災施設の整備  
災害に強く安全・安心な道路等の整備 等

## 活力にあふれ躍動する白河の礎づくり

## 【ねらい】

1990年代からはじまった長引く景気低迷を背景に、国内外を問わず経済・雇用環境は、厳しい状況下にあります。本市においても、低水準の就業率や高い水準の完全失業率、市内総生産額の低下から見られるように、例外なく低迷しています。また、原発事故による風評被害等が地域産業へ与えた影響は大きく、その対応が喫緊の課題となっています。このため、地域社会が直面する不況や閉塞感を打開し、地域経済を活性化させることが必要です。

そのため、市が有する高速交通体系などの優位性を最大限に活用した企業誘致・産業集積の促進をはじめ、地域産業の活力創出を担う中小企業への支援、産業を支える人材の育成に取り組むとともに、風評の払しょくによるイメージの回復及び農産物等の放射性物質汚染からの安全確保に努めることにより、地域経済の生産性が向上し、活気を取り戻すことができる産業基盤の構築を実現します。

## 【戦略プロジェクト】

## (1) 地域産業振興プロジェクト

主要な取組み：企業誘致の促進  
中小企業等への支援の充実  
中心市街地の活性化 等

## (2) 風評払しょくプロジェクト

主要な取組み：イメージ回復と観光客の誘致  
地産地消・ブランド化の推進  
観光情報の発信 等

## (3) 低炭素社会推進プロジェクト

主要な取組み：再生可能エネルギーの導入促進  
資源循環型社会の普及啓発 等

## 白河の歴史と文化を活かしたまちづくり

## 【ねらい】

本市には、古くから受け継がれてきた地域固有の歴史的・文化的資源や優れた自然・景観等が豊富にあります。こうした魅力あふれる地域資源を守り育み・活かし伝えていくため、自然や風土に配慮しながらその魅力を最大限に活かしたまちづくりを進めることが必要です。

そのため、歴史文化資源を活かした街並みの形成や史跡・文化財などの多様な地域資源を活用した観光・交流の促進、市内の優れた文化芸術活動の創造・発信による地域文化の形成を図ることにより、白河の歴史・文化を活かした魅力あるまちづくりを実現します。

## 【戦略プロジェクト】

## (1) 歴史まちづくりプロジェクト

主要な取組み：郷土の歴史や伝統文化の保存・継承  
歴史的街並み景観の保全・活用  
史跡を活かした公園等の保存管理と整備 等

## (2) 文化創造・発信プロジェクト

主要な取組み：文化・芸術活動の推進  
文化交流拠点の整備 等

## (3) 観光・交流プロジェクト

主要な取組み：着地型観光の推進  
地域間交流の推進 等

## 白河の未来を担う人と輝く地域づくり

## 【ねらい】

人口減少・高齢化の進行により、あらゆる分野の存立基盤が弱体化する傾向にあります。こうした中、持続可能な社会の構築を目指し、誰もが住みよい地域をこれからも維持していくためには、その担い手となり、次世代へと受け継ぐことができる人材の育成とそのような人々が活躍できる環境づくりが重要です。

そのため、白河の未来を担い、地域を支えていく子どもたちを産み、育てやすい環境づくり、社会の変化に適応し生き抜く力を育む人づくり、地域の課題を地域住民が主体的に解決していく力となる地域コミュニティの力の再生を図ることにより、白河の未来を担う人と輝く地域を実現します。

## 【戦略プロジェクト】

## (1) 子どもを産み、育てやすい環境づくりプロジェクト

主要な取組み：子どもの健やかな発達支援の充実  
出産・子育てしやすい環境整備  
家庭・地域・学校等との連携 等

## (2) 生き抜く力を育む人づくりプロジェクト

主要な取組み：確かな学力の向上  
郷土の歴史教育の充実  
生涯学習機会の提供 等

## (3) 地域コミュニティの力再生プロジェクト

主要な取組み：高齢者の生きがいの推進  
地域福祉活動の活性化  
特色ある地域コミュニティ活動への支援 等

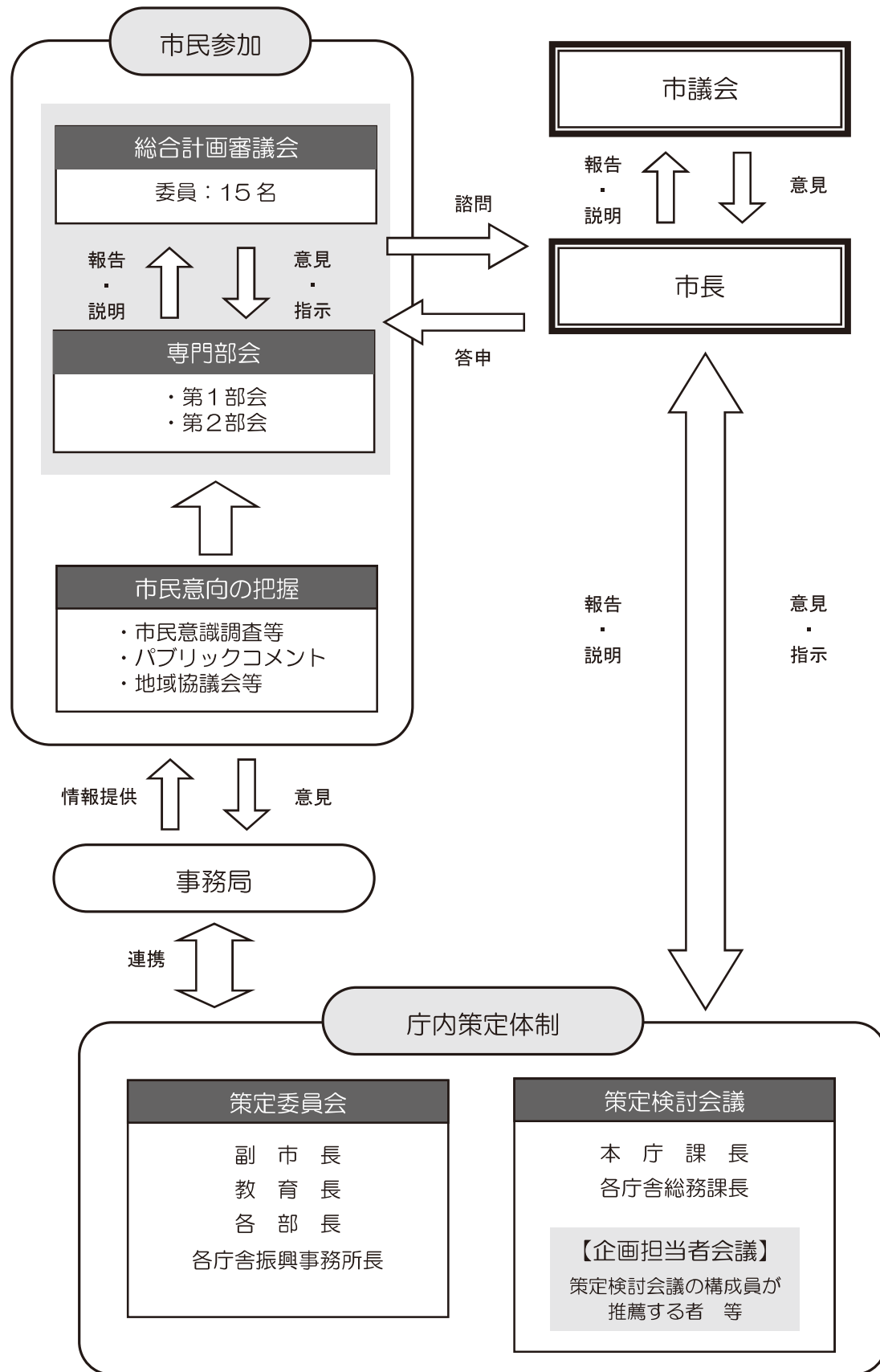


# 資料編

1. 策定の経緯
2. めざす姿の成果指標一覧
3. 用語解説

# 1. 策定の経緯

## 1 策定体制



## 2 策定経過

### (1) 総合計画審議会における審議経過

開催期日	回数等	開催内容
平成 24 年 9 月 12 日	第 1 回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問</li> <li>・ 審議会の運営</li> <li>・ 策定方針及び基礎調査結果の報告</li> <li>・ 基本構想素案</li> </ul>
平成 24 年 10 月 29 日	第 2 回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想修正素案</li> <li>・ 基本計画骨子案</li> <li>・ 今後の進め方</li> </ul>
平成 24 年 11 月 26 日	第 3 回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想中間案</li> <li>・ 基本計画素案</li> <li>・ 専門部会の設置及び今後の進め方</li> </ul>
平成 24 年 12 月 3 日	第 1 回 専門部会 【第 1 部会】(担当分野:安全・安心、健康・福祉・医療、都市基盤)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当分野の基本計画中間案</li> </ul>
平成 24 年 12 月 4 日	第 1 回 専門部会 【第 2 部会】(担当分野:産業・雇用、教育・生涯学習、環境、コミュニティ・行財政)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当分野の基本計画中間案</li> </ul>
平成 25 年 1 月 22 日	第 2 回 専門部会 【第 2 部会】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当分野の基本計画修正中間案</li> </ul>
平成 25 年 1 月 23 日	第 2 回 専門部会 【第 1 部会】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当分野の基本計画修正中間案</li> </ul>
平成 25 年 2 月 21 日	第 3 回 専門部会 【第 1 部会】 【第 2 部会】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画案の担当分野の総括</li> </ul>
	第 4 回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各専門部会長からの担当分野の審議結果の報告</li> <li>・ 第 2 次総合計画【基本構想、基本計画】(案)の総括</li> <li>・ 第 2 次総合計画【基本構想、基本計画】の答申(案)</li> </ul>
平成 25 年 2 月 27 日	第 2 次総合計画(基本構想・基本計画)の答申	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長及び副会長による市長への答申書の提出</li> </ul>

総論  
分野別計画  
重点戦略プラン  
資料編

(2) 地域協議会等に対する説明会の開催

開催期日及び場所	参加者	開催内容
期日：平成 25 年 2 月 1 日 場所：市立図書館 中会議室	地域協議会等 委員 37 名	・第 2 次総合計画の中間案について説明及び意見交換

(3) 市民意識調査等の実施

■市民満足度調査の概要	
・調査対象	20 歳以上の市民 1,500 人
・抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
・調査方法	郵送による調査票の配布・回収
・調査期間	平成 22 年 10 月 7 日～同年 12 月 28 日
・回答者数	530 人（回収率：35.3%）
■子どもアンケート調査の概要	
・調査対象	小学校 6 年生 331 人、中学校 3 年生 217 人、高校 3 年生 139 人
・抽出方法	①市内に所在する全ての小中学校を対象に、小学校（6 年生）及び中学校（3 年生）の 1 クラスを学校ごとに任意抽出、②市内に所在する全ての高校を対象に、3 年生のうち 50 人（白河市在住者）を学校ごとに任意抽出
・調査方法	調査票の配布及び回収は、学校を通じて実施
・調査期間	平成 24 年 4 月下旬～同年 5 月 15 日
・回答者数	687 人（回収率：100%）
■子どもまちづくり研究会	
・開催目的	市内中学生の率直な意見・提案を計画策定に反映するとともに、研究会への参加を通じて、生徒自身の地域間交流、まちづくり意識の醸成等を図るため。
・研究内容	中学生が大人になる 10 年後を目標に、「白河のまち」を良い形で引き継いでいくため、テーマを 3 つ設けて、ワークショップ形式で話し合い等を行った。
・開催期間	平成 24 年 7 月～同年 8 月
・参加者数	市内 8 校の中学 3 年生 22 人

(4) パブリックコメントの実施

■件名	白河市第 2 次総合計画中間案に対する意見募集について
■意見募集期間	平成 24 年 12 月 14 日～平成 25 年 1 月 11 日 29 日間
■周知方法	市ホームページ・広報白河（12 月 15 日）での広報 募集チラシ等の提示（本庁舎企画政策課及び各庁舎総務課）
■提出方法	持参、郵送、FAX、電子メール
■意見提出者数	3 名（男性 2 名、女性 1 名）
■意見件数	3 件

(5) 庁内策定組織における検討経過等

①総合計画策定委員会（部長級）

開催期日	回数等	開催内容
平成 24 年 8 月 27 日	第 1 回 策定委員会	・基礎調査結果の報告 ・基本構想素案 ・今後の進め方
平成 24 年 10 月 18 日	第 2 回 策定委員会	・基本構想素案 ・基本計画骨子案 ・今後の進め方
平成 24 年 11 月 19 日	第 3 回 策定委員会	・基本構想中間案 ・基本計画素案 ・今後の進め方
平成 25 年 2 月 12 日	第 4 回 策定委員会	・第 2 次総合計画【基本構想、基本計画】（案）の総括

②総合計画策定検討会議（課長級）及び企画担当者会議（係長級）等

期日	主な内容
平成 24 年 4 月～同年 7 月	■基礎調査等の実施 ・部門別計画の調査、第 1 次総合計画に係る施策の検証、基礎調査報告書の作成、計画策定基本方針の制定、土地利用に関する検討 等
平成 24 年 8 月～同年 9 月	■第 1 回 策定検討会議及び企画担当者会議の開催 ・基礎調査結果の報告、基本構想素案の検討、第 2 次総合計画に係る施策の動向調査、土地利用に関する検討 等
平成 24 年 10 月～同年 11 月	■第 2 回 策定検討会議及び企画担当者会議の開催 ・第 2 次総合計画に係る施策の動向等のヒアリング、基本計画素案の検討 等
平成 24 年 12 月	■策定検討会議及び企画担当者会議に対する文書等での検討依頼 ・基本計画中間案の検討、施策体系に基づく成果指標の検証、第 1 回専門部会等における意見・提言等への対応方針の検討 等
平成 25 年 1 月～同年 2 月	■策定検討会議及び企画担当者会議に対する文書等での検討依頼 ・基本計画修正中間案の検討、パブリックコメント及び第 2 回専門部会等における意見・提言等への対応方針の検討、第 2 次総合計画（案）の検討 等

### 3 白河市総合計画審議会

#### (1) 白河市総合計画審議会条例

平成18年3月29日  
条例第1号

(設置)

第1条 市の総合的かつ計画的な行政の運営に資するため、白河市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関及び公共的団体等の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る事務が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (2) 総合計画審議会委員名簿

役職名	氏 名	所属団体等	専門部会
会 長	やまかわ みつお 山川 充夫	国立大学法人福島大学 学長特別補佐・経済経営学類 教授	—
副会長	うすい そうきち 薄井 惣吉	白河農業協同組合 代表理事専務	第2部会
委 員	かくた ち え こ 角田 千恵子	公募	第2部会
委 員	かわぐち さとし 川口 敏	公募	第1部会
委 員	きみしま まさのぶ 君島 正信	白河市消防団 分団長	第1部会
委 員	このん とし こ 今野 登志子	白河市生涯学習推進会議 委員	○第2部会
委 員	さかい かつゆき 酒井 勝行	白河地域再生可能エネルギー推進協議会 常任幹事	第2部会
委 員	す え しゅんいち 諏江 俊一	特定非営利活動法人しらかわ建築サポートセンター 理事	◎第1部会
委 員	せき もとゆき 関 元行	社団法人白河医師会 会長	第1部会
委 員	せ と やすお 瀬戸 安夫	特定非営利活動法人カルチャーネットワーク 事務局長	◎第2部会
委 員	たかのす えり 鷹栖 恵里	公募	第1部会
委 員	とくだ よしえ 徳田 芳江	白河市交通安全母の会連絡協議会 会長	○第1部会
委 員	なかじま ひろし 中島 洋志	白河商工会議所青年部 副会長	第2部会
委 員	みどりかわ としえい 緑川 利衛	社会福祉法人白河市社会福祉協議会 副会長	第1部会
委 員	わたなべ しろう 渡辺 史郎	特定非営利活動法人白河ふるさと回帰支援センター 理事・事務局長	第2部会

「◎」部会長、「○」副部会長

※<sup>1</sup> 敬称略、委員順不同、所属団体等は委嘱時による。

※<sup>2</sup> 第1部会は「安全・安心」、「健康・福祉・医療」、「都市基盤」の分野を調査審議

※<sup>3</sup> 第2部会は「産業・雇用」、「教育・生涯学習」、「環境」、「コミュニティ・行財政」の分野を調査審議

(3) 総合計画審議会への諮問

24 企 第133号  
平成24年9月12日

白河市総合計画審議会会長 様

白河市長 鈴木 和夫

白河市第2次総合計画の策定について（諮問）

大震災や原子力災害を乗り越え、市民が将来への夢と希望をもって安全・安心に暮らせ、急激な社会経済情勢の変化に対しても適切な対応ができるよう、白河市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、長期的展望に立って新たな市政運営の目標とその実現に向けた方策を示す白河市第2次総合計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

(4) 総合計画審議会からの答申

平成25年2月27日

白河市長 鈴木和夫 様

白河市総合計画審議会  
会長 山川 充夫

白河市第2次総合計画の策定について（答申）

白河市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、平成24年9月12日付け24企第133号で諮問のありました基本構想及び基本計画について、当審議会では慎重に調査審議しました結果、別冊のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たっては、当審議会の審議過程を十分に尊重するとともに、下記の事項に留意されるよう要望いたします。

記

- 1 白河市の発展を図る上で、東日本大震災及び原子力災害の克服が最大の課題であることから、市は復興に向けて全力で取り組むこと。
- 2 白河市においても人口減少と少子高齢化が進行すると見込まれることから、人口減少・高齢化の影響の軽減、人口の市外流出の抑制、出生数の上昇を図るため、雇用の創出、子育て支援、安全と安心の確保、世代間交流の推進など、戦略的に施策を講じること。
- 3 本計画は、将来像である「みんなの力で未来をひらく 歴史・文化のいきづくまち 白河」の実現に向け、行政と市民がともに力を合わせて取り組んでいくための共通の指針であることから、広く計画の趣旨や内容の周知を図るとともに、その実施にあたっては、協働の推進に努めること。
- 4 毎年度、市の取り組みの成果を簡潔で分かりやすく公表して進行管理を行うなど、計画の実効性の確保に努めること。



## 2. めざす姿の成果指標一覧

### 1 安全・安心分野

～安全・安心に暮らせる人にやさしいまち～

施策	番号	めざす姿の成果指標名	指標の定義・算出方法	目標値設定の根拠・理由
1-1	①	自主防災組織数	自主防災組織の結成数（累計）	市民が地域で自主的に活動する組織づくりの成果を示す指標として、1か年1組織を目指す。
	②	防災資機材交付組織数	自主防災組織に対する防災資機材の交付件数（累計）	自主的な防災活動の環境整備の成果を示す指標として、2か年1組織を目指す。
	③	防災訓練への参加団体数	市が毎年実施する防災訓練への参加団体数	自主防災組織の参加を促し、防災訓練への参加団体数の増加を目指す。
1-2	①	火災発生件数	市内の年間の火災発生件数	火災予防活動の成果として、10%削減を目指す。
	②	消防団員数の条例定数に対する充足率	消防団員数÷条例定数〔1,294人〕×100	消防・救急体制の強化の取組みの成果として、消防団員の充足率の増加を目指す。
1-3	①	交通事故発生件数	1月から12月までの1年間に市内で起きた交通事故の件数	交通安全対策の取組みの成果として、H18～H23までの平均減少率約6%を目指す。
	②	交通事故死傷者数	1月から12月までの1年間に市内で起きた交通事故が原因で死亡、または傷害を負った人数	交通安全対策の取組みの成果として、H18～H23までの平均減少率約6%を目指す。
	③	市民交通災害共済の加入者数	4月から3月までの1年間に市民交通災害共済に加入した人数	交通安全対策の取組みの成果として、10%増加を目指す。
1-4	①	犯罪発生件数（刑法犯認知件数）	1月から12月までの1年間に市内で起きた刑法犯認知件数	防犯対策の取組みの成果として、10%削減を目指す。
	②	消費生活相談の開催回数	消費生活相談の年間の開催回数	相談体制の取組みの成果として、年間を通じて毎週水曜日開催を目指す。
1-5	①	住宅除染の実績	白河市除染実施計画に基づき、市内全域を除染対象区域としている	住宅除染の実績を目標値として設定し、追加被ばく線量を年間1mSv以下にすることを目標とする。

### 2 健康・福祉・医療分野

～いきいきと健やかで明るい笑顔があふれるまち～

施策	番号	めざす姿の成果指標名	指標の定義・算出方法	目標値設定の根拠・理由
2-1	①	がん検診受診率（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん）	受診者÷対象者（対象人口÷就業人口）×100	がんの早期発見・早期治療に向けた予防対策の指標として、国が掲げる目標値を設定し、受診率の向上を目指す。
	②	特定健康診査受診率	40歳から74歳までの国保被保険者に係る特定健康診査の受診者数を、40歳から74歳までの国保被保険者数で割って算出した数値	国の定める「第2期特定健康診査等基本指針」に基づく計画値を指標として設定し、受診率の向上を目指す。
	③	特定保健指導利用率	特定保健指導利用者数を、特定保健指導該当者数で割って算出した数値	国の定める「第2期特定健康診査等基本指針」に基づく計画値を指標として設定し、受診率の向上を目指す。
	④	内臓脂肪症候群該当者及び予備群者の割合	内臓脂肪症候群該当者及び予備群者数を、特定健康診査受診者数で割って算出した数値	第1期白河市国民健康保険特定健康診査実施計画に基づき5か年間で10%の減少を目指す。
	⑤	むし歯のない3歳児の割合	3歳児歯科健診でむし歯の無い児数を受診児総数で割って算出した数字	「いきいき健康しらかわ21計画」に掲げる目標値を設定し、減少を目指す。

2-2	①	医療施設数	各年4月1日現在の医療施設数	過去5年間の最大値を目指す。
	②	医師数	各年4月1日現在の医師数	過去5年間の最大値を目指す。
	③	国民健康保険税現年課税分収納率（一般被保険者分）	現年度分収納額を現年度分調定額で割って算出した数値	「福島県市町村国民健康保険広域化等支援方針」に基づき目標値を設定し、収納率の増加を目指す。
2-3	①	子育て支援センターの利用者数	子育て支援センターの年間の延べ利用者（親と子）数	子育て支援の取組みの成果を示す指標として、広報等による事業周知により、利用者数の増加を目指す。
	②	つどいの広場の利用者数	つどいの広場の年間の延べ利用者数	子育て支援の取組みの成果を示す指標として、広報等による事業周知により、利用者数の増加を目指す。
	③	ファミリーサポートセンターの登録者数	サービスを提供する会員と依頼する会員の登録者数	子育て支援の取組みの成果を示す指標として、広報等による事業周知により、利用者数の増加を目指す。
	④	放課後児童クラブの登録率	全対象児童に対する登録者の割合（小学1年生～3年生）	ここ数年の動向を踏まえると、今後とも登録率の上昇が見込まれるので、全ての登録児童に対応できることを目指す。
	⑤	保育園待機児童数	前年度末の待機児童数	保育を必要とする全ての児童を預かる体制充実の取組みの成果を示す指標として、待機児童のゼロを目指す。
	⑥	出生率	1年間の出生数÷総人口（10月1日現在）×1,000人	子育て中の親及び子に対する交流の場の提供や子育て関連情報の提供等、安心して子どもを産み育てるための支援の取組みの成果を示す指標として設定
2-4	①	二次予防事業への参加者数	二次予防事業（要支援、要介護になるおそれのある方を予防する事業）へ参加する高齢者の数	要介護等状態になることを予防する目的で実施する事業への参加者の増加を目指す。
	②	認知症サポーターの人数	認知症サポーター養成講座（認知症の理解など普及啓発講座）へ参加する人数	認知症高齢者に対する適切な対応や介護を行えるように実施する養成講座への参加者の増加を目指す。
	③	地域密着型サービス事業所数	地域密着型サービス事業所として市が指定する事業所数	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができることを目的とし設置される地域に密着した介護サービス事業所の増加を目指す。
	④	高齢者サポーターの人数	高齢者サポーター養成講座の受講者数（累計）	地域における高齢者の見守りを行なう人材の増加を目指す。
	⑤	高齢者サロンあったかセンター数	高齢者サロンあったかセンターの設置数（累計）	高齢者が地域の住民と気軽に集い介護予防事業や世代間交流等を行なう場の増加を目指す。
2-5	①	地域生活に移行した障がい者数	施設入所から地域生活に移行した障がい者数（年間）	長期間入院・入所している障がい者が、本人の意思・意向により、住み慣れた地域で充実した生活を送れるよう地域移行・地域定着者の増加を目指す。
	②	グループホーム利用者数	障がい者ニーズにより、在宅・長期入院・入所から地域に移行する利用者数（年間）	障がい者が、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう居住系障がい福祉サービスの拡充を図り、利用者の増加を目指す。
	③	一般就労移行者数	就労系の障がい福祉サービス利用者のうち、一般就労へ移行する者の数（年間）	自立・社会参加を希望する障がい者が、就労系障がい福祉サービスを活用し、一般企業へ就職する者の増加を目指す。
	④	相談支援事業所数	指定特定相談支援事業所として市が指定する事業所数（年間）	障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者及び家族の抱える相談に、身近な地域で専門的支援が行える事業者の増加を目指す。
2-6	①	社会福祉協議会ボランティア団体の登録数	社会福祉協議会ボランティアセンターへのボランティア登録団体	過去6年間の概ね最大登録数を目標値として設定
	②	社会福祉協議会ボランティアの登録者数	社会福祉協議会ボランティアセンターへのボランティア登録者	過去6年間の概ね最大登録数を目標値として設定
	③	社会福祉協議会ボランティア養成講座開催数	社会福祉協議会において実施しているボランティア養成講座の開催回数	年間2か月に1回程度の開催を目指す。
	④	生活困窮者への就労支援数	就労支援者の数	生活保護受給者の自立を促すため、支援者の増加を目指す。

### 3 産業・雇用分野

～地域資源を生かし産業を育て、雇用を生むまち～

施策	番号	めざす姿の成果指標名	指標の定義・算出方法	目標値設定の根拠・理由
3-1	①	商工会議所・商工会（個人・法人）会員数	決算時における会員数	今後も個人事業の後継者不足による廃業が続くと思われるが、地域産業の継続のためには、一定以上の会員の維持が必要であるため。
	②	年間商品販売額	商業統計調査による市内の年間商品販売額（卸売・小売業に関する数値）	現在、消費動向は冷え込んでいるが、今後の企業立地等に伴う地域経済の活性化に伴い購買意欲の向上が見込まれるため。
	③	駅前イベント広場利用件数	年間の駅前イベント広場の利用件数	H24年10月に野外ステージ及び芝生広場が整備され、例年開催されるイベントに加え、新たな利用が見込まれるため。
	④	中心市街地・平日歩行者通行量	白河市中心市街地活性化基本計画による平日歩行者通行量	H19年度の調査では2,175人であったが、図書館等の整備により歩行者数が増加傾向にあり、今後も、市民文化会館建設で、新たな交流拠点が整備され、増加が見込まれるため。
	⑤	中心市街地・小売業及び一般飲食店事業所数	白河市中心市街地活性化基本計画による小売業及び一般飲食店事業所数（現状値：H24年度）	震災の影響により店舗数が減少している状況ではあるが、今後、空き店舗対策事業の制度を積極的にPRすることで新規店舗数について毎年6店舗程度の増加を目指す。
3-2	①	誘致企業数	H8年度～H29年度の延べ誘致企業数（現状値：H8年度～H24年度）	企業立地施策の成果を示す指標として設定し、5か年で13社程度の立地を目指す。
	②	誘致企業の雇用従業員数	H8年度～H29年度の誘致企業の延べ雇用従業員数（現状値：H8年度～H24年度）	大型企業の操業や新たな企業立地を見込み推計
	③	製造品出荷額等	事業所・企業統計調査による市内の企業における製造品出荷額（ただし、調査結果の公表は2年後）	大型企業の操業や新たな企業立地を見込み推計
	④	ものづくり講習会の受講者数	年間の講習会受講者数（年度）	要望の多い講習会を開催することにより、受講者の増加を目指す。
3-3	①	耕作放棄地の解消面積	耕作放棄地の解消面積	農地の集約化等により、毎年度5ha程度の解消を目指す。
	②	認定農業者数	「認定農業者」に認定された農業者数（年度末の数値）	認定除外及び新規認定者の動向を考慮し、5年後に230経営体を目指す。
	③	新規就農者数	H24年度において新たに就農した農家数	青年就農給付制度等の活用により毎年度10人程度の新規就農者を目指す。
	④	市内農産物直売所の販売額	市内直売所（9か所）の販売額合計（現状値は23年度）	5年後に5千万円程度の増加を目指す。
	⑤	白河ブランド認証産品数	現在の認証数（23年度・2品目、24年度・4品目認証）	年間1～2品目の認証を目指す。
3-4	①	観光入込客数（主要観光施設）	市内主要観光施設（南湖公園、関の森公園、小峰城）における年間入込客数	震災前の入込客数に回復することを目指す。
	②	観光入込客数（主要イベント・行事）	白河だるま市、桜まつり、関まつり、食と職の市等における入込客数	H24年度現状値を基準とし、概ね1割程度の増加を目指す。
	③	観光物産協会ホームページへのアクセス件数	観光物産協会ホームページへの一日当たりのアクセス件数	H24年度現状値を基準とし、概ね1割程度の増加を目指す。
	④	観光案内ボランティアガイド回数	観光案内ボランティアのガイドの年間の延べ回数	H24年度現状値を基準とし、概ね2割程度の増加を目指す。
	⑤	観光PR出展回数	年間の首都圏等における観光イベント出展回数	首都圏等における出展回数を維持しながら、より効果的なPRに努める。
3-5	①	経済センサスによる市内に所在する事業所の従業者数	経済センサスによる市内に所在する事業所の従業者数	誘致企業による、従業者の増加を見込む。
	②	有効求人倍率（ハローワーク白河管内）	ハローワーク白河月報	リーマンショック以前の状況に戻りつつあり、企業進出や産業の活性化により増加を目指す。

	③	新規高卒者の就職率（ハローワーク白河管内）	ハローワーク白河月報	リーマンショック以前の状況に戻りつつあり、企業進出や産業の活性化による求人も見込めるため、100%の就職を目指す。
	④	人材育成事業（パソコン関係）	講習会開催・受講者数（年度）	要望の多い講習会を開催することにより、受講者の増加を目指す。
3-6	①	公共施設における太陽光発電導入量（設備容量）	公共施設へ設置した太陽光発電設備の容量の合計値	H23年度からH32年度までの導入目標値を1,000kWで設定。H29年度までの目標値を750kWとしている。

### 4 教育・生涯学習分野

～心豊かに学び・ともにふれあい・生きる喜びを実感できるまち～

施策	番号	めざす姿の成果指標名	指標の定義・算出方法	目標値設定の根拠・理由
4-1	①	学力実態調査の学力偏差値（小学校：国語、算数）	学力検査の結果による数値全国平均を50とした場合の国語、算数の偏差	全国平均を超える学力を有する児童の割合を65%から70%にするため。
	②	学力実態調査の学力偏差値（中学校：国語、数学、英語）	学力検査の結果による数値全国平均を50とした場合の国語、数学、英語の偏差	全国平均を超える学力を有する生徒の割合を60%から65%にするため。
	③	不登校児童生徒の割合	不登校児童生徒数÷市内全児童生徒数不登校児童生徒：病気やけが等以外の欠席が、年間30日を超える児童生徒	例年、不登校児童生徒の3割は断続的な登校をしている。これらの児童生徒を継続的に登校できるようにするため。
	④	児童の体力運動能力の値（小学校：全8種目）	運動能力テストの結果による値が、県平均を上回っている種目	県平均を僅かに下回る3種目は、重点的な指導により県平均を上回ることが期待できるため。
	⑤	生徒の体力運動能力の値（中学校：全9種目）	運動能力テストの結果による値が、県平均を上回っている種目	県平均を僅かに下回る2種目は、重点的な指導により県平均を上回ることが期待できるため。
4-2	①	家庭教育に関する講演会等への参加者数	家庭教育教室に参加した保護者の年間延べ人数	児童・生徒数の減少に伴い保護者数も減少傾向にあることから、現状維持を目標とした。
	②	放課後子ども教室の実施校数	放課後子ども教室を実施している小学校の数	放課後児童クラブと連携し、総合的に子どもの放課後対策を充実させる。
	③	少年補導員の活動日数	青少年の犯罪・非行防止のため、小・中・高校生の下校時間に巡回活動をしている少年補導員の活動日数	現在、1ヶ月に16日の活動を行い、青少年の育成に取り組んでいることから、今後も現状レベルの維持を目指す。
4-3	①	出前講座の利用件数	出前講座の年間の延べ利用件数	過去の実績の最高利用件数を上回る数値を目指す。
	②	公民館の利用者数	公民館（中央公民館、表郷・大信・東公民館）の年間の延べ利用者数	高齢者が増加する中、公民館活動に参加することにより、生きがいづくりとなることから、新たな講座の開設等により、利用者の増加を目指す。
	③	市民一人当たりの図書貸出冊数	図書館（市立図書館・東図書館・表郷分館・中山義秀記念文学館）における図書の年間総貸出冊数÷人口	新図書館会館後の貸出状況を考慮して、目標値を設定
	④	市民共学バイキング講座数	市内団体のバイキング講座年間利用件数	現状値の2倍を目指す。
4-4	①	文化施設への来館者数	市民会館、白河・東文化センターの年間延べ来館者数	文化センター及び東文化センターを現状維持、市民文化会館を県内3市の年間入館者数の平均値を人口換算（白河市及び西白河郡の圏域人口）で見込む。
	②	1週間に1回以上スポーツに取り組んでいる市民の割合	週1回以上スポーツ活動を行っている成人の割合	市民生活へのスポーツの浸透度合いを示す指標として設定
	③	総合型地域スポーツクラブの設置数	市内における総合型地域スポーツクラブの設置数	市民の自発的なスポーツ活動の活発化を示す指標として設定
	④	スポーツ施設の利用者数	市民一人当たりが年間に市のスポーツ施設を利用する回数	利用しやすいスポーツ施設の整備や情報提供の取組みの成果を示す指標として設定



4-5	①	資料館・集古苑の入館者数	歴史民俗資料館、各地域の資料館、集古苑の年間の延べ来館者数（直接鑑賞する人）	近年の最大値である14,270人（H20年度）に近い数値をコンスタントに達成できることを目指す。
	②	民俗芸能・伝統行事記録保存件数	民俗芸能・伝統行事の調査時の映像記録件数（写真、ビデオ）	継承が困難になっている行事も多く、少なくとも年に2行事程度の新たな記録保存を目指す。
	③	文化財の指定件数	文化財保護審議会への指定についての諮問件数及び文化財指定候補リスト掲載についての協議件数	文化財保護の推進の成果を示す指標として、年1～2件の文化財指定及び指定候補リストへの掲載を目指す。

## 5 都市基盤分野

～やすらぎと快適さのある住みよいまち～

施策	番号	めざす姿の成果指標名	指標の定義・算出方法	目標値設定の根拠・理由
5-1	①	景観形成セミナーや歴史まちづくりシンポジウム等への参加者数	セミナーまたはシンポジウムの参加者の数	これまでの取組みによる参加者の推移を考慮し設定
	②	景観まちづくり協議会数	住民自らが地域の景観まちづくりを考え、景観協定の締結に向けて取り組む協議会の数	過去5年間において設置された協議会の数を設定
	③	景観協定地区の認定地区数	住民自らが地域の景観まちづくりについて協定を締結し、景観条例に基づき市長に認定を受けた地区の数	本計画策定時において、景観まちづくり協議会活動に取り組む地区の数を設定
	④	景観協定地区内の建築物等の修景に対する助成件数	地域の景観協定に基づき修景（景観形成）された建築物や工作物に対する、景観条例に基づく助成の件数	助成制度を活用した建築物等の修景について、地域の要望を確認し、取りまとめた数に必要な補正を加えて設定
5-2	①	道路舗装率（市道）	市道路線実延長に対する舗装済み延長の割合	今後の整備計画及び過去の実績等を考慮して設定
	②	道路改良率（市道）	市道路線実延長に対する改良済み延長の割合	今後の整備計画及び過去の実績等を考慮して設定
	③	道路維持管理上の事故件数（市の管理上の瑕疵によるもの）	市の管理瑕疵による事故件数	適切な維持管理に努め、管理瑕疵による事故を発生させないことを目指す。
	④	スマートインターチェンジ利用台数	スマートインターチェンジの1日当たりの利用台数	H23.12月～H24.3月の休日無料化による特殊要因があり24年の利用台数が飛躍的に増加している。直近では約2,500台/日であるが、企業立地による増加を見込み、現状レベルの維持を目指す。
5-3	①	都市交流施設の入館者数	都市交流施設（マイタウン白河、市立図書館、市民文化会館（市民会館））の年間の延べ来館者数	マイタウン白河及び市立図書館については、直近値からの微増、市民文化会館については、県内3市の年間入館者数の平均値を人口換算（白河市及び西白河郡の圏域人口）で見込む。
	②	市営住宅の入居率	入居戸数÷管理戸数×100（現状値：H24年度現況管理戸数1,030戸に対し、現入居戸数815戸から算出）	高齢化住宅取壊し等を考慮して管理戸数をH29年度に1,060戸と想定し、年間を通しての入退去数を平均値に置き換え905戸として算出
	③	地デジ難視聴の解消率	良視世帯（22,393）÷全世帯（22,814）×100 ※H24年度末現在	誰もが等しく、生活に必要な情報を取得できる受信環境の整備により、100%を目指す。
5-4	①	市内循環バス・地域巡回バスの利用者数	市内循環バス及び大信・表郷・東地域を巡回運行しているバスの年間利用者数	利用者の多くが老人であることから、65歳以上の伸び率を見込む（H24：24.9%→H29：27.4%）。
	②	新白河駅の利用者数	新白河駅における新幹線及び在来線の一日平均の乗車人数	JR東日本調べによるH23年度1日あたりの平均利用者数（1の位を切捨）で設定
	③	白河駅の利用者数	白河駅における在来線の一日平均の乗車人数	JR東日本調べによるH23年度1日あたりの平均利用者数（1の位を切捨）で設定

5-5	①	水質基準適合率	（水質基準適合回数／全検査回数）×100	安全でおいしい水を供給する取組みの成果を示す指標として、水質基準の達成を目指す。
	②	管路の耐震化率	（耐震管延長／管路総延長）×100	地震災害に対する水道管路の安全性、危機対応性を示す指標として設定
	③	給水収益に対する企業債残高の割合	（企業債残高／給水収益）×100	後年度における施設の大規模な更新事業に備え、水道事業の効率性、財務安全性を分析するために設定
5-6	①	汚水処理人口普及率	人口に対して下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の汚水処理施設を利用することができる処理区域内の人口の割合	下水道整備の進捗状況を示す指標として全国的に用いられていることから、今後の整備計画及び過去の実績等を考慮して設定
	②	汚水処理人口水洗化率	下水道等の汚水処理施設を利用できる人口のうち、実際に水洗便所を設置している人口の割合	下水道整備の進捗状況を示す指標として全国的に用いられていることから、今後の整備計画及び過去の実績等を考慮して設定

## 6 環境分野

～自然と共生し、潤いのある環境を未来につなぐまち～

施策	番号	めざす姿の成果指標名	指標の定義・算出方法	目標値設定の根拠・理由
6-1	①	温室効果ガスの総排出量（市の公共施設）	市有施設におけるCO2の総排出量（年間累計）	使用方法で減少させるのは難しい段階にきているが、施設改修等による省エネ化を見込み、減少を目指す。
	②	市民一人1日当たりのごみ排出量	一般廃棄物年間排出量÷365日÷人口	ごみ減量の成果を表す指標として実現可能性を考慮し設定
	③	年間資源回収率	年間再資源化量÷一般廃棄物年間排出量+集回収量	再資源化の成果を表す指標として実現可能性を考慮し設定
	④	レジ袋削減協定参加事業者数	レジ袋の無料配布中止及びマイバックの利用呼びかけ等、レジ袋削減の取組みの実施について市と協定を締結した、市内に店舗を有する事業者数	ごみ減量の成果を表す指標として実現可能性を考慮し設定
6-2	①	市内一斉清掃参加人数	市内一斉清掃への参加者数	近年減少傾向にあるが、市内一斉清掃への参加の促進を図り、増加を目指す。
	②	谷津田川の水質（BOD値）	谷津田川（金刀比羅橋付近）のBOD値	測定時による変動が大きいことから、過去の平均値以下に減少させることを目指す。
	③	南湖の水質（COD*値）	南湖のCOD値	過去の実績等を考慮し、現状値以下の減少を目指す。
	④	子どもエコクラブ登録団体数	環境省が募集し環境保全に関する活動に対して支援している小・中学生のグループ数	実現可能性を考慮し、5か年で2団体程度の増加を目指す。
	⑤	騒音調査における環境基準達成率	環境騒音、自動車交通騒音、新幹線騒音に係る環境基準（地域及び昼夜で異なる45～65デジベル）の達成率	事業者に対して改善策の実施について要望を継続し増加を目指す。
6-3	①	市民参加で管理されている公園の割合	市民参加で管理されている公園（都市公園・その他の公園・開発公園・農村公園）の割合	魅力ある安全で美しい公園づくりに向け、市民参加による公園管理数の増加を目指す。
	②	市民一人当たりの都市公園面積	都市公園面積÷人口×100	歴史公園や防災機能を有した公園の整備を予定しているため。
	③	南湖森林公園の利用者数	南湖森林公園の年間延べ利用者数	開園後、公園の認知度が増し、また、森林環境学習の場として利用の増加を見込む。

## 7 コミュニティ・行財政分野

～地域のふれあいと支え合いで共に創るまち～

施策	番号	めざす姿の成果指標名	指標の定義・算出方法	目標値設定の根拠・理由
7-1	①	市民活動団体の数	市内を拠点として、公益的な活動をしている団体・グループやNPO法人の数	町内会の数の増加は見込めないものの、地域活動（補助事業を活用する等）を実施する団体の増加に向けて支援を行う。
	②	市民協働事業の数	市や県の補助事業を活用して事業を実施している団体（事業）の数	市の補助事業について積極的にPRや支援を行い、各庁舎単位の地域づくり活性化支援事業の事業数拡大を図る。
7-2	①	附属機関等における女性委員の割合	附属機関等における毎年4月1日時点の女性委員の構成比率	内閣府「男女共同参画計画」にある女性の比率30%により、附属機関等への女性の積極的登用を促す。
	②	女性の就業率	女性就業者数÷女性15歳以上の人口(H22 国勢調査結果から)	女性の活躍の場を増やすため、雇用者側の意識改革や女性のためのキャリア形成セミナーを実施することにより、就業率増加を目指す。
7-3	①	白河市国際交流協会会員数（個人）	白河市国際交流協会個人の会員数	年間20人程度の増加を目指す。
	②	白河市国際交流協会会員数（法人）	白河市国際交流協会法人の会員数	年間4法人程度の増加を目指す。
7-4	①	「白河市公式ホームページ」へのアクセス件数	公式ホームページのトップページへの1か月当たりのアクセス件数	5年間で5%の伸び率を目指す。
	②	「市政懇談会」の開催件数	毎年度の「市政懇談会」の開催件数	「市政懇談会」を定例的に実施することで、開催件数の増加を目指す。
7-5	①	コンビニエンスストアにおける証明書の交付利用件数	コンビニ交付の年間利用件数（現状値についてはH24年7月から10月までの利用実績に基づく推計値）	行政改革実施計画に掲げている目標に準じて設定
	②	県からの権限移譲受入件数	「福島県オーダーメイド権限移譲」により移譲を受けた事務権限の数	市町村の選択により権限移譲を受けられる「福島県オーダーメイド権限移譲」については、原則権限移譲を受けることで取り組んでいるため。
7-6	①	経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の義務的な性格の強い経常経費に、市税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源がどの程度充当されたかを示すもので、財政構造の弾力性を示す指標	比率が高いほど財政構造の硬化が進んでいることを表すものである。ここ数年で相当程度財政健全化が進んできた中で、引き続き財政の健全性を向上・維持しながら、市民が安心して暮らしていくための必要な行政サービスの提供と本市の財政規模等を考慮した結果、当面の目標値として設定
	②	実質公債費比率	毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰入金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合	この比率が高まると歳出に占める実質的な公債費の割合が高く、他の経費を圧迫する状態となり、18%以上となると起債発行に許可が必要となり、25%以上が早期健全化団体、35%以上が財政再生団体となる。ここ数年で相当程度健全化が進んできた中で、引き続き財政の健全性を向上・維持しながら、市民が安心して暮らしていくための必要な行政サービスの提供と本市の財政規模等を考慮した結果、当面の目標値として設定
	③	将来負担比率	地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	実質的な負債を捉えることにより、負担を先送りすることでの将来的な財政悪化が生じないようにする。ここ数年で相当程度健全化が進んできた中で、引き続き財政の健全性を向上・維持しながら、市民が安心して暮らしていくための必要な行政サービスの提供と本市の財政規模等を考慮した結果、当面の目標値として設定
	④	市税収納率（現年課税分）	市税調定額に対する市税収入額の割合	自主財源の最も基幹となる市税の確保を図り、安定した行政運営を進めるため、2%程度の増加を目指す。

## 3. 用語解説

<b>あ 行</b>
一次救急医療（初期救急医療）【p.31】
休日・夜間急患センターや休日当番医など、外来診療によって救急患者の医療を担当する医療機関
インセンティブ【p.46】
一般的には、人や組織が目標を達成するための刺激、誘因するもの。本計画においては、市内で操業する企業に対する助成制度や税制優遇措置などをいう。
NPO【p.72 など】
行政・企業とは別に社会的行動をする民間非営利組織。福祉、まちづくり、環境などさまざまな分野で活動を行っている。Non Profit Organizationの略
汚泥（おでい）【p.82 など】
下水処理場での排水の浄化には、排水中の有機物を分解する微生物が中心的な役割を担っており、その微生物やその死骸が沈殿したものをいう。
<b>か 行</b>
かかりつけ医【p.30 など】
特定の疾患の専門医ではなく、日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近な医師のこと。
合併算定替【p.104】
合併後であっても、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税額の合算額を交付すること。
共助【p.14】
近隣の住民等が互いに助け合うこと。
行政評価【p.103】
市が行う施策や事務事業（目的を達成するために、予算や人材を投入し行う事業）について、活動を行った数値を用いて点検・評価し、見直し・改善につなげること。
空間線量率【p.22 など】
対象とする空間の単位時間当たりの放射線量
グループホーム【p.38 など】
援護を必要とする高齢者や障がい者が、専任の職員の援助を受けながら、少人数で共同生活を営む住宅
景観条例【p.72 など】
景観形成地区の指定、景観協定の締結、大規模開発行為の届出など、自然や歴史と調和した優れた景観の形成に必要な事項を定めた条例
経常収支比率【p.104 など】
人件費、扶助費、公債費等の義務的な性格の強い経常経費に、市税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源がどの程度充当されたかを示すもので、財政構造の弾力性を示す指標のこと。
権限移譲【p.102 など】
国または都道府県の事務権限を住民に最も身近な市町村に移譲すること。



健康寿命【p.26】
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
減災【p.14 など】
災害に対する備えとして、これまでの「被害を出さない」ことを目指すことに加え、「災害による被害をできるだけ小さなものにとどめる」ことを目指す考え方
工業の森・新白河【p.47】
市内萱根、豊地内にある県営の工業団地
公助【p.14】
個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公的機関が行うこと。
交通災害共済【p.18 など】
加入者が会費を出しあい、交通事故によって死亡したり、けがをして入院・通院したりしたときに、見舞金等の支給を行う相互扶助制度
子どもエコクラブ【p.88 など】
地域で自主的な環境保全活動に取り組む幼児から高校生のグループ。学校のクラスやクラブなど、仲間（メンバー）と活動を支える大人（サポーター）がいれば誰でも参加できる。
コミュニティ（地域コミュニティ）【p.41 など】
日本語訳は「共同体」。同じ地域に居住して利害をともにし、政治・経済・風俗などにおいて深く結びついている社会のことで、主に市町村などの地域社会を意味する。町内会や自治会など、一定の地域住民の相互性を強調する場合、「地域コミュニティ」ともいう。
コンビニ受診【p.30】
外来診療をしていない休日や夜間の時間帯に、救急外来を受診する緊急性のない軽症患者の行動のこと。

<b>さ 行</b>
再生可能エネルギー【p.54 など】
太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。資源を枯渇させずに利用することができるため、有限な埋蔵資源への対策、地球温暖化対策、成長が見込まれる新たな産業分野として注目されている。
産学官【p.47】
産業界（民間企業）、大学等（教育・研究機関）、官公庁（国・地方自治体）の三者をまとめた表現。産学官連携として使用されることが多く、「産」の企業技術、「学」の技術シーズや高度な専門知識、「官」の公設試験研究機関等が連携することで、新製品開発や新事業創出などを図るもの
産業サポート白河【p.47 など】
白河地域の産業の振興を図るため、H20年10月に、白河商工会議所、表郷・大信・ひがし商工会のほか経済団体が発起人となり、任意団体として設立し、H21年4月一般社団法人へ移行した産業支援機関。現在、地域の金融機関や県南の4町4村も加わり、社員数21団体。活動内容は、企業訪問等による情報の収集・提供、経営相談、取引あっせん、人材育成、産学官連携や起業家支援など地域企業の支援を行っている。
COD値（化学的酸素要求量）【p.88 など】
水中の有機物を酸化剤で酸化するために消費される酸素量で、湖沼、海域に関する水質汚濁指標として用いられる。値が大きいほど水中の有機物が多く、汚濁の程度も大きい。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）【p.96 など】
男女がともに仕事と家庭生活の両立ができ、家庭・地域・職場において充実した生き方ができること。

自主防災組織【p.14 など】
町内会や企業などが主体となって防災活動のために結成される組織で、平時の「防災に関する啓発」や「防災訓練」、発災時の「初期消火」や「救助」などの活動を自発的に行う組織
自助【p.14】
自分でできることは、自分で解決すること。
自治基本条例【p.95】
これからの市のまちづくりにおいて、「物事を考えたり、決めたりする場合の基本的な考え方や仕組み及びルール」を定めた条例
実質公債費比率【p.104 など】
市の経常的な収入のうち、借金（公債費等）の返済に充当した割合を示す数値。数値が高いほど財源を他の行政サービスに回す余裕がないことを意味し、18%以上になると新たな借入れをするために県の許可が必要となり、25%以上になると借入れすることに制限がかかる。
指定管理者制度【p.103】
多様化する住民ニーズに対し、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間活力を活用し、住民へのサービス向上と経費の削減を図ることを目的とする制度
市内循環バス【p.78 など】
公共施設や駅、病院、商店、大型店等を結ぶ交通アクセスを確保し、移動制約者等の利便性の向上や地域間交通の円滑化を図るため、H19年10月から市が運営しているバス
市民活動団体【p.94 など】
町内会、NPO、ボランティア団体など、公共の利益のために自主的・自発的な活動を行う団体
集落営農【p.48 など】
集落など一定のまとまりのある地域内の農家が農業生産を共同で行う営農活動
障害者総合支援法【p.39】
障がい福祉サービスの充実など、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を定めた法律
消防水利【p.17】
消防活動を行う際の水利施設のこと。
将来負担比率【p.104 など】
地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
食育【p.28 など】
自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身につける学習等の取り組み。また、食文化や郷土を知る機会ともなる。
しらかわ運動【p.63】
市民が共に支え合い、明るく元気な未来に向けたまちづくりを目指し、家庭、地域、学校、職場等で取り組んでいく運動 「し：しっかりと大きな声であいさつを」 「ら：ランドセルの笑顔見守る地域が目」 「か：簡単なことから始めようボランティア」 「わ：わがまちを誇りに思えるまちづくり」
人事評価【p.103】
職員がその職務を遂行するに当たり発揮した行動、能力等を把握した上で行われる勤務成績の評価のこと。職員が発揮した行動等が市職員に期待されるものであったかどうかという観点から評価が行われ、その結果は、任用や給与、人材育成等に活用される。



新白河ビジネスパーク【p.47】
市内十三原道上、白坂地内の県の工業団地
水源かん養【p.48】
森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持っていること。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されることをいう。
スクールカウンセラー【p.60】
いじめ、不登校などの問題行動や様々な悩みの解決のために、児童生徒や保護者との相談業務や教職員への助言を行う臨床心理の専門家のこと。
スマートインターチェンジ【p.74 など】
E T C（自動料金収受システム）専用インターチェンジ。E T Cを活用することによって管理コストの節減などコンパクトな料金所構造が可能となる。

<b>た 行</b>
地域福祉【p.41 など】
地域社会における福祉の問題に対し、その地域の住民や福祉関係者などが協力して取り組んでいこうという考え方
地域包括支援センター【p.36】
保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が連携し、市や介護サービス事業者、医療機関などと協力しながら高齢者の虐待防止、権利擁護などを含む総合相談・支援を行う機関のこと。
地域防災計画【p.14 など】
災害対策基本法に基づいた、市の災害対策の根幹となる計画。災害による被害の予防対策や発生時の応急対策、復旧等について定めるもの
地球温暖化【p.48 など】
経済活動の発展などにより二酸化炭素等が増加し、地球の気温が上昇する現象
地方分権【p.102 など】
国から権限や財源を移譲して、地方公共団体の自主性と責任に基づき、地方の実情に合った行財政運営ができるようにすること。
着地型観光【p.50 など】
観光客や旅行者を受け入れる地域が自分たちの持つ観光資源を生かして企画する観光ツアー。地元旅行者を呼び込み、現地でお金を使ってもらえる利点がある。
つどいの広場【p.32 など】
子育て中の親が気軽に集い、語り合っ子育ての不安を解消する場を提供する事業

<b>な 行</b>
二次救急医療【p.31】
入院治療を必要とする重症救急患者の医療を担当する医療機関
二地域居住【p.98 など】
都市住民が生活基盤を都会に置きながら、ある一定期間、農山村などの地域で暮らす生活様式
認定こども園【p.32】
幼稚園、保育園等において、就学前のすべての子どもを対象にして教育・保育を提供するとともに、地域において子育て支援を実施する施設のうち、都道府県知事が認定した施設のこと。

認定農業者【p.48 など】
農業経営の規模拡大や合理化等を目指した農業経営の改善計画を策定し、農業の担い手として市が認定した農業者

<b>は 行</b>
バイオマス【p.55】
木材、わら・もみ殻、家畜排せつ物、生ごみなど、生物由来の再生可能な有機性資源で、エネルギーとして利用できるもの
ハローワーク【p.41 など】
国民に安定した雇用機会を確保することを目的として、厚生労働省設置法第 23 条に基づき国が設置する行政機関で、職業安定法に基づいて、職業相談や紹介、求人情報の提供などを無料で行うほか、失業時の雇用保険等の給付を行う。正式名称は「公共職業安定所」
パブリックコメント制度【p.101 など】
市が計画や条例などの案を事前に公表し、市民から幅広く意見を募り、寄せられた意見に対して市の考え方を公表するとともに、その寄せられた意見を考慮して計画の最終案をつくる一連の手続きのこと。
BOD値（生物化学的酸素要求量）【p.88 など】
水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素量で、河川に関する水質指標として用いられる。値が大きいほど水中の有機物が多く、汚濁の程度も大きい。
PDCAのマネジメントサイクル【p.102】
事業活動における管理業務を円滑に進める手法の1つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。
ひなんの家【p.63】
主に小中学生の登下校の安全確保を目的とした拠点。民家や事業所、病院など多岐にわたり指定される。
病院群輪番制【p.31】
救急車により直接搬送されてくる、またはかかりつけの診療所など初期救急医療機関から転送されてくる重症救急患者に対応するための医療機関を整備している制度のこと。
ファミリーサポートセンター【p.32 など】
子育ての援助をしてほしい方（おねがい会員）、お手伝いをしたい方（まかせて会員）、そして両方を兼ねる方（両方会員）からなる組織で、会員同士で子どもの一時預かり等の子育て支援を援助する機関のこと。
F I T構想【p.99】
首都東京に近接し、新しい時代にふさわしい、人々をひきつけてやまない地域づくりに向けたポテンシャルを豊富に有する福島（F）・茨城（I）・栃木（T）の3県の県際地域が、これまで培ってきた交流・連携をもとに広域交流圏としてのさらなる発展を目指すもの
風致地区【p.90 など】
良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画、都市環境の保全を図るための風致の維持が必要な区域
風評被害【p.22】
根拠のない噂のために受ける被害
扶助費【p.104 など】
社会保障制度の一環として、生活困窮者等に対し、その生活を維持するために支出される経費

普通交付税【p.104】
地方公共団体が、等しく合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行し財産を管理することができるように、必要な経費と徴収が見込まれる税収額を算定し、必要な経費に対して税収額が不足する場合に、その差額を国が補填するため交付される税のこと。
放課後子ども教室【p.62 など】
放課後や週末に小学生を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを推進する事業のこと。
放課後児童クラブ【p.32 など】
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。学童保育ともいう。
ホットスポット【p.22】
局地的に何らかの値が高かったり、局地的に何らかの活動が活発であったりする地点・場所・地域のことをいう。また、とりわけ汚染物質の残留が多くなる地帯のこと。

<b>ま 行</b>
モニタリング【p.22 など】
放射線または放射能を定期的あるいは連続的に監視・測定すること。

<b>や 行</b>
ユニバーサルデザイン【p.77】
障がいの有無や年齢、国籍、性別などの違いにかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が使いやすい製品や建物、都市環境、サービス等の提供を目指そうとする考え方。Universal Design、UDと略記することもある。

<b>ら 行</b>
罹患率【p.27】
一定期間に発生する患者数が人口に占める割合。発生率ともいう。
リーマンショック【p.46 など】
アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻した出来事により、世界的金融危機の大きな引き金となったことから呼ばれる表現のこと。
歴史的風致維持向上計画【p.72 など】
「歴史まちづくり法」に基づき、市町村が地域固有の歴史遺産を活かしたまちづくりを進めるために策定する計画で、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定したもの
6次産業化【p.49】
農山漁村が生産（第1次産業）だけでなく、加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも主体的・総合的に関わり合うことで付加価値の向上・創造を図り、農林水産業の活性化につなげる取組みのこと。

**白河市第2次総合計画  
前期基本計画**

**発行 平成25年(2013年)3月  
白河市**

**連絡先 白河市 市長公室 企画政策課**

**〒961-8602 福島県白河市八幡小路7-1**

**電話：0248-22-1111(代表)**

**FAX番号：0248-27-2577**

**URL：http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/**



白河市

